

平成25年第2回臨時教育委員会会議録

平成25年度塩尻市教育委員会第2回臨時教育委員会が、平成25年6月26日、午後1時15分、塩尻総合文化センター302多目的室に招集された。

会 議 日 程

1 開 会

2 議 事

- 議事第1号 教育委員長の選挙について
議事第2号 教育委員長職務代理者の指定について

3 閉 会

○ 出席委員

委員長	小 澤 嘉 和	職務代理者	渡 辺 庸 子
委員	田 中 佳 子	委員	石 井 實
教育長	山 田 富 康		

○ 説明のため出席した者

こども教育部長	保 科 隆 保	こども教育部次長 (家庭支援室長)	清 水 進
教育総務課長	小 林 克 則	こども課長	羽 多 野 繁 春
生涯学習部長	岩 垂 俊 彦	生涯学習部次長 (スポーツ振興課長)	青 木 実
社会教育課長	平 林 雄 次	社会教育課専門幹	渡 邊 泰 行
平出博物館館長	小 林 康 男	男女共同参画・人 権課長	熊 谷 善 行
市民交流センター長	田 中 速 人	市民交流センター 次長 (図書館長)	伊 東 直 登
交流支援課長	小 澤 和 江	子育て支援センター 所長	掛 川 佳 子

○ 事務局出席者

教育企画係長 上 條 史 生

1 開会

保科こども教育部長 それでは、定刻より前でございますが、皆さんおそろいですので、臨時教育委員会のほうを始めさせていただきます。本日臨時教育委員会を開催いたしましたところ、この雨の中お集まりいただきまして、大変御苦勞さまでございます。教育委員長が選出されるまでの間、私、こども教育部長の保科でございますが、進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

2 議事

○議事第1号 教育委員長の選挙について

保科子ども教育部長 それでは、臨時教育委員会、次第により議事に入ります。議事第1号教育委員長の選挙についてお諮りをいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項に、教育委員会は委員のうちから委員長を選挙しなければならないと規定され、同条第2項に任期は1年と規定されていますので、本日、この臨時会において委員長を選挙いただくことになります。なお、塩尻市教育委員会会議規則第1条第2項に、委員長の選挙については、委員中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができるとされております。委員長の選出方法は、いかがいたしましょうか。

石井委員 本来ならばですね、委員5名の中でもって話し合っ決めていけばいいんじゃないかというふうには私思うんです。それが開かれた教育委員会ではないかと思うんですけれども、今まで恒例として指名推薦というようなことでやられているというようなことでありますので、本年も、今回もですね、選挙とか何とかって言うことではなくて、指名推薦でおやりいただければ、結構でないかというふうに思っております。

保科子ども教育部長 ただいま石井委員のほうから指名推薦で行ったらいかがという御提案がございましたが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

保科子ども教育部長 御異議ございませんので、委員長は指名推薦の方式により選出することといたします。それでは、委員長の指名推薦がございましたらお願いいたします。

石井委員 山田教育長さんに御指名をいただければよろしいかと思いますが、いかがですか。

保科子ども教育部長 皆さん、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

保科子ども教育部長 それでは、山田教育長、お願いいたします。

山田教育長 それでは、私から小澤嘉和委員を指名し、推薦をしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

保科子ども教育部長 ただいま教育委員長に小澤嘉和委員の指名推薦がございましたが、これに御異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

保科子ども教育部長 全委員の御同意によって、小澤嘉和委員が委員長に選出をされました。それでは、席札のほうを御用意させていただきます。

委員長が選出されましたので、これで進行役を終わらせていただきます。小澤委員長さんには、御挨拶と今後の議事の進行をお願いいたします。

小澤委員長 ただいま御指名をいただき恐縮に存じます。教育への期待感とともに、教育施策も多様化、複雑化、スピード化してきております。また、教育に対する視線も一段と厳しさを増しておる中、私のように脆弱な度量の者が就任してよいものかと迷うところでもありますけれども、山田教育長を初めとしたスタッフの皆さん、そして各委員のお力を仰げる今、この環境を考えれば気力も満ちてまいります。精いっぱい努めさせていただきます。変わらぬ御支援と御指導をよろしくお願いいたします。

○議事第2号 教育委員長職務代理者の指定について

小澤委員長 では、議事を進行いたします。議事第2号教育委員長職務代理者の指定についてお諮りいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項に、委員長に事故があると

き、または委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会が指定する委員が職務を行うと規定されていますので、本日、この臨時会において、委員長職務代理者を指定いたします。指定については、教育委員会会議規則第2条により、委員長選出方法の準用が認められております。先ほどの委員長選出と同じように、指名推薦により選出したいと思いますけれども、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小澤委員長 異議なしと認めます。それでは、私のほうから委員長職務代理者に、引き続き渡辺庸子委員を指名し、推薦いたしますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小澤委員長 ありがとうございます。異議がありませんので、渡辺庸子委員を委員長職務代理者に指名します。では、職務代理者のお席にお着きください。

渡辺委員長職務代理者から御挨拶をいただきます。お願いします。

渡辺職務代理者 教育委員会のあり方、非常に今揺れてる時期ではございますけれども、委員長を補佐しながら職務代理者としての任を果たしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

小澤委員長 よろしくどうぞ。

3 閉会

小澤委員長 以上をもちまして、議事が終了いたしました。臨時委員会を閉会させていただきます。

○ 午後1時20分に閉会する。

以上